明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国民年金法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働五九）　一
〔告　示〕
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十三年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（財務一五一）　三
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件の全部を改正する件（文部科学八六）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二〇
特殊法人等
独立行政法人国立病院機構平成二十一年度（第六期事業年度）財務諸表、預金者表縦覧、司法書士名簿登録等関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第五十九号

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、国民年金法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年五月十日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民年金法施行規則等の一部を改正する省令

（国民年金法施行規則の一部改正）

第一条　国民年金法施行規則（昭和三十五年厚生省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「法第十八条第三項の規定により年金を支払う月（以下「支払期月」という。）の前月（同項ただし書の規定により年金を支払う場合には、その月とし、厚生年金保険の被保険者又は特別徴収対象被保険者（介護保険法第百三十五条第五項に規定する特別徴収対象被保険者をいう。）にあつては、厚生労働大臣が指定する月とする。第三十六条第一項、第五十一条第一項及び第六十条の六第一項において同じ。）において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「老齢基礎年金の受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

第二十条第一項中「受給権者は」を「受給権者（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる者を除く。）は」に改める。

第二十四条に次の二項を加える。

5　法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者は、厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の七第三項の規定により当該受給権者に係る本人確認情報の提供を受けることができる受給権者とする。

6　法第百五条第四項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、受給権者の死亡の日から七日以内に当該受給権者に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出をした場合とする。

第二十五条第二項に次の一号を加える。

四　法第百五条第四項ただし書に該当するときは、受給権者の老齢基礎年金の年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

第三十六条第一項中「支払期月の前月において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「障害基礎年金の受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

第三十九条第三項第二号の次に次の一号を加える。

二の二　被保険者であつた者が第六十五条第二項に規定する年金証書の交付を受けているときは、当該年金証書（年金証書を添えることができないときは、その事由書）

第五十一条第一項中「支払期月の前月において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「遺族基礎年金の受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

第六十条の六第一項中「支払期月の前月において」を「毎月」に改め、「当該支払期月に支給する」を削り、同項ただし書を削り、同条第三項中「寡婦年金の受給権者の生存」の下に「若しくは死亡」を加える。

第六十三条の二中「（第一項第四号」の下に「、第五項及び第六項」を加える。

第九十九条第六号中「第一項及び」を削る。